

総務文教常任委員会

平成24年3月12日(月)

◎ 開 議 の 宣 告 (午後 1時30分)

○委員長(国本一夫) ただいまから総務文教常任委員会の会議を開きます。

出席委員数は8名であります。

本日の案件は、お手元にお配りしたとおりであります。付託案件4件と平成24年度閉会中継続調査の申し出案について及び平成24年度所管事務調査年間活動計画案についての以上6件であります。

お諮りいたします。付託された案件につきましては、3月2日の本会議において既に提案理由の説明を受けておりますので、省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(国本一夫) ないものと認め、提案理由の説明は省略することに決定いたしました。

なお、審査の順番については、説明員の関係から議案第2号、議案第10号、議案第4号、議案第9号の順で審査を行います。

最初に、議案第2号 公の施設に係る指定管理者の指定について(まなびの里パークゴルフ場)を議題といたします。

それでは、議案第2号の質疑を願います。

○委員(小泉勇一) このまなびの里のパークゴルフ場ですけれども、聞くところによると、芝の根の張りぐあい非常に悪いというふうに聞いておりますけれども、4月1日からオープンするという予定ですけれども、4月1日では根の張りぐあいははっきりわからないのかなというふうにも思われますけれども、これがもし4月1日ですぐオープンできないというようなことになった場合は、どのように考えておられるのかお尋ねをしたいと思います。

○生涯学習推進課長(下田良徳) お答えいたします。

4月1日のオープンを目指して準備を進めているところではございますけれども、委員ご指摘のとおり、まず芝の根の活着状況が最大限の条件となります。雪解け後、根の活着状況を確認し、オープンの時期について見定めたいというふうに考えております。最悪の場合、二、三カ月おくれるとすれば、その分について応分の経費等について指定管理者のほうに手当てをするような段取りをいたしております。

以上でございます。

○委員(小泉勇一) そうしますと、それまでは指定管理者も余りかわりないようなことになるのではないかなと思うのですけれども、それまでの管理というのはどのようにされるのですか。

○生涯学習推進課長(下田良徳) お答えいたします。

オープンがおくれましても、通常業務ではないにしろ、例えば芝の養生であるとか、いろいろオープンに向けた諸準備等があるものと思っておりますので、そういったものについて手当てをいた

したいというふうを考えているところでございます。

以上でございます。

○委員（小泉勇一） わかりました。

それで、あそこの火山灰だから、恐らく普通よりも根の張りが悪いのではないかとされるのですけれども、私も素人だからよくはわかりませんが、根の張りをよくするためには黒土でもまいて、それでローラーで踏み固めでもしなければ、なかなか根の張りがよくなるのではないかとということもあるのですけれども、そのあたりは4月1日にオープンできなくても、そのまま経過を見るというお考えなのか、それからそういった手だてをして少しでも早くいい芝をつくるという努力をされるお考えなのか、そのあたりはどのように考えていますか。

○生涯学習推進課長（下田良徳） 指定管理者の運営方針によりますと、芝の管理については、最重要課題というふうにとらえておりまして、当分の間、芝の管理につきましては、専門業者に委託をする考えでございます。その間に、芝管理者の育成を進めるということになっております。当初オープンにこぎつけられない場合でも、近いオープンを目指して芝の管理につきましては、万全の体制で管理、養生をいたす所存でございます。

以上でございます。

○委員（小泉勇一） もう少し具体的にお答えいただければもっといいのですけれども、まずもって、それでは今つくった会社がやるというお考えなのか。やはり仮にどんなことをするにしても経費がかかると思うのですよね、仮に黒土入れるにせよ、あるいは刈り込みにせよ何にせよ。それで、その費用というのはどのようにされるお考えなのか。

○教育部長（仁木行彦） 今はまだ建設部のほうでやっておりまして、雪解けを待って一応協議するというようにしております。それで、芝の状況を見まして、何が適切か、委員おっしゃるとおり黒土まいて踏み固めるとか、最初のうちも伸ばしてから刈ったほうがいい、何回も刈ったほうがいいというような意見もたくさんあったようなのですが、それも加味して都市整備のほうで今整備を行いました。雪解けを見て、活着状況がどういうふうになっているかということで、今後の方針を決めたいということで協議もっております。都市整備の見込みといたしましては、6月まではちょっと難しいのではないかと予測なものですから、それを見て予算の関係もあるものですから、どっちで見るか、どっちが管理していくかというのは、ちょっと春先に協議して決めたいというふうに思っています。

○委員（山田 勇） 有珠振興会という会、これは大変効果的な有珠地区の振興施策を十二分に発揮できるものだと私は思います。その中で、振興会の事務局は多分会長だと思いますが、その事務局というのですか、事務所というのですか、それはどちらにあるのかお聞きします。まず、とりあえず。

○生涯学習推進課長（下田良徳） 有珠振興会の事務局につきましては、会長宅でございます。

以上でございます。

○委員（山田 勇） 多分会長は大変な責を持って振興されていくと思います。

それで、この中に建屋、平家建てですか、管理棟、その中に事務室とあります。これは、これま

なびの里パークゴルフ場の管理運営に対する事務室だと思いますけれども、ふだん常駐は何人ぐらいをめどに考えていかれていくのかお聞きします。

○生涯学習推進課長（下田良徳） お答えいたします。

職員の勤務体制でございますけれども、館長が日勤で勤務いたします。そのほか受付のAとB、早番、遅番ということで、常時必ず1人はいると。2人が重なる場合も、時間帯もございませぬけれども、常時1人はいるというような体制で運営をする予定でございます。

以上でございます。

○委員（山田 勇） 館長、副館長が、それから受付、常時2名ぐらいはいると。そして、必ず1名を常駐させていくという考え方ですね。その中で、有珠振興会というのは地域の方々で大変な思いで、さまざまな中で会議等を開いていく中で運営されていかれると思います。その中で、こういう会議等の問題は、これはどちらのほうで、ある程度営利を目的としていますから、一つのコミセンとかそういうところでやられたばかり、実施したばかりのときに、お金を、使用料は有料なのか、無料なのか、その点ちょっとお聞きしたいのですけれども、これは有珠振興の問題なので、地域振興でございます。その点についてお伺いします。

○教育部長（仁木行彦） 確認はしておりませんが、特別無料の団体だというふうには聞いていません。

○委員長（国本一夫） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（国本一夫） 委員長として、二、三お尋ねをいたします。

このコースを業者に請け負ってやっていただくと、芝の育成ができないとか不備があるということであれば、完成をしたということではないですね。ということは、引き渡しができないわけですから、そういう意味では業者に責任を持って芝の育成が完成されるまでやるというのが常識的な考えなのですが、そのことに対してはどういうふうに考えていますか。

○教育部長（仁木行彦） そのとおりだと思います。

それで、どういった芝の状況になるかというのは春先に見たいと思うのです。

ただ、今回指定管理者の部分については、利用料で賄うということになっているものですから、指定管理者に引き渡すに当たってはコースをきちっとして、すぐ使える状況で引き渡さなければならぬというふうには考えています。

○委員長（国本一夫） それはわかりました。

それで、恐らく6月ごろと言われているのですけれども、荒れたところが芽が吹いて、ではどうするかといったときに、新芽が出ているところを踏むという話にはならないので、想像するに秋口ぐらいまでは最低延ばさなければいけないのではないかなんかということは想像できますので、そこら辺は長く使えるように管理もしていただきたいと。

それから、もう一つは、コース管理について、先ほど受付云々がありましたけれども、例えばコースならコースに必ず人がいなければいけません。毎日出ないかもしれないけれども、ホールの穴掘りをやらなくてはならないと、そういうコース管理もあるのですが、そういうメンテナンス要員

というのは1週間に幾度草刈りをして、例えば1週間のローテーションで1回とか、例えば2週間で1回といっても、雨が降れば次の次の日ぐらいには急速に伸びて刈らなければいけないと、そういうときの人員だとかそういうところの検討はどういうふうになされていますか。

○生涯学習推進課長（下田良徳） お答えいたします。

先ほどの職員の関係で3人と申しあげましたけれども、館長1名、臨時職員受付2名、それからそのほかに1名、外回りといいますか、芝の管理要員1名を採用する予定になっております。

以上でございます。

○委員長（国本一夫） それでは、もう一つお聞きしますが、芝の管理をするに当たって、芝というのは相当の知識がないと芝の管理というのはできないのです。恐らく専門業者といっても申しわけないのだけれども、芝の管理する本当の専門業者ではないのかもしれない。そういうことを言うと、では指定管理者に当たられたときに、指定管理される方はどうやって芝を見分けするのですか。今指定管理されている方にそういう教育をしているとか、そういうことをやっていますか。

○教育部長（仁木行彦） 今すぐはやっておりません。それで、指定管理者のほうで予定している1名というのは、これから研修を受けてやっていくということになっています。それで、最初のうちに自前で管理するという方法もあるということだったのですが、それではまだ勉強不足もあるだろうということで、当面については委託して管理をしながら、1名の担当者については研修していくという予定になっております。

○委員長（国本一夫） 今の件なのですが、芝を育成するということが大変重要なポイントにはなると思うのです。そういう意味では、指定管理者に任せるのではなくて、芝の管理については、1年なり2年なり、やはりその方が芝を見れるまで管理していくということができるとかできないのか、そこら辺をお答えをお願いいたします。

○教育部長（仁木行彦） 私どもも管理する立場上、行きまして、素人ですけれども、全部任せっきりにしないで、見ていきたいというふうに思います。先ほど委員長から指摘ありましたとおり、無理してオープンして養生で閉めてしまう、あるいは荒れたままで使って評判を落とすということは一番危険だというふうに考えておりますので、春先の様子を見て、今造成している担当のほうから6月ということですが、これについてもまた時期が伸びる可能性もあるというふうに考えています。

○委員長（国本一夫） 最後に、委員長からお願いですが、あけられないコースがあるのであれば、そのコースは閉鎖して、あけられるものはあけられるものでやるという、そういう方法もあるので、そこら辺は柔軟にコースも管理しながら、市民のために提供するというのも考えていただきたいと思います。

以上です。

○委員（阿部正明） 先ほどはないと言ったのですけれども、今委員長のお話の中で、1点ちょっと気になったところがあったのですけれども、芝張りについては、去年のあたりで終わっているはずです。ことしは冬ですから、まだその状況がわからないと。そういった中で、芝張っている時点では業者のほうも芽はついているような感じではいるのだろうと思うのですけれども、これが雪解

けになって4月1日、5月に入って定着が悪いといった中で、これは業者の責任になるのですか。先ほどのお話ですと、業者の責任というふうに受けとめたのですけれども、その点はどのようなのですか。

○教育部長（仁木行彦） まず、芝なのですけれども、種でまいています。それで、根がどのぐらい張っているかということなのです。それで、私のほうもよくちょっと建設部のほうに確認しないとわからないのですが、どこまでが業者の責任で、どこからが管理していく上で仕方ないとするのかというのは、ちょっと都市整備課のほうとも協議しながらというふうに思いますし、まずは現状はどういうふうになっているか、しっかり確認したいというふうに思います。

○委員（阿部正明） その点はきちっと確認をしていただきたい。やはり業者のほうも根つくというふうに施工しているはずですから、これが根がつかないから、はい、これ業者の責任ですと、全面やり直してください、これはたまったものでないです。

それと、樹木も何点か植えていましたよね、工事やっている最中でも。それらも結構枯れてきております。それも取りかえたと思うのですけれども、根がつきにくい、施工的に。先ほど同僚議員からもありましたけれども、火山灰を入れて黒土も入れていると思うのですけれども、なかなか根がつきづらいと。ああいうふうに造成、地中動かしてしまうと、木でも芝でも根が着きにくいという中から、これがすべて業者の責任と言われると、業者のほうもたまったものではないと思うのです。そういうところを都市整備ですか、そちらのほうときっちり協議をしていただきたいと思えます。

以上です。

○委員長（国本一夫） よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（国本一夫） ないものと認め、質疑を終わります。

これより議案第2号の討論に入ります。

議案第2号については討論の通告がありませんので、討論を終わります。

お諮りいたします。議案第2号については、原案のとおり可決すべきものと決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（国本一夫） ないものと認め、議案第2号については原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第10号 伊達市総合体育館条例の一部を改正する条例を議題といたします。

それでは、議案第10号の質疑を願います。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（国本一夫） ないものと認め、質疑を終わります。

これより議案第10号の討論に入ります。

議案第10号については討論の通告がありませんので、討論を終わります。

お諮りいたします。議案第10号については、原案のとおり可決すべきものと決定することにご異

議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（国本一夫） ないものと認め、議案第10号については原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第4号 伊達市税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

それでは、議案第4号の質疑を願います。質疑ありませんか。

○委員（山田 勇） これは東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源と書かれておりまして、大変ありがたいことであります。その中に、これは均等割を500円引き上げるということで、これは平成24年の予算には計上されていないように思います。それで、これで大体どのぐらいの税額が上がっていくのか、多分1,000万円以内ぐらいではないかなと思いますが、その辺はどのような方向になっておりますか。

○税務課長（斉藤嘉朗） 26年から実施しますので、26年度予算に計上ということになりますけれども、今おおよその概算しまして、1万6,000人の500円ですから、約800万ということと考えております。

以上でございます。

○委員長（国本一夫） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（国本一夫） ないものと認め、質疑を終わります。

これより議案第4号の討論に入ります。

議案第4号については討論の通告がありませんので、討論を終わります。

お諮りいたします。議案第4号については、原案のとおり可決すべきものと決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（国本一夫） ないものと認め、議案第4号については原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

最後に、議案第9号 伊達市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

それでは、議案第9号の質疑を願います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（国本一夫） ないものと認め、質疑を終わります。

これより議案第9号の討論に入ります。

議案第9号については討論の通告がありませんので、討論を終わります。

お諮りいたします。議案第9号については、原案のとおり可決すべきものと決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（国本一夫） 異議ないものと認め、議案第9号については原案のとおり可決すべきもの

と決定いたしました。

以上で当委員会に付託された議案の審査は終わりました。

お諮りいたします。審査結果報告書の案文については、委員長に一任願いたいと思いますが、ご異議ありますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（国本一夫） 異議ないものと認め、そのように決定いたしました。

次に、平成24年度閉会中継続調査の申し出（案）についてを議題といたします。

このことにつきまして、正副委員長案をお手元に配付しておりますので、副委員長より説明いたします。

○副委員長（山田 勇） それでは、私のほうから説明させていただきます。

閉会中継続調査の申し出（案）についてご説明いたします。書類番号1の調査事件の項目をごらんください。平成24年度の調査事件の項目についてであります。が、(1)、総合計画に関すること、(2)、行財政改革に関すること、(3)、防災に関すること、(4)、地方分権に関すること、(5)、市民活動に関すること、(6)、その他市政一般に関すること、(7)、学校教育及び社会教育行政に関すること、(8)、文化財に関すること、(9)、生涯学習推進に関すること、(10)、青少年指導センターに関すること、以上10項目についてであります。

継続調査の理由としては、記載のとおり、さらに調査の必要があるため、調査期間は平成24年度中と考えております。

以上、当委員会として、会議規則第101条の規定により閉会中の継続調査の申し出をしたいと考えておりますので、どうぞよろしく願います。

○委員長（国本一夫） それでは、質疑を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（国本一夫） ないものと認め、質疑を終わります。

次に、平成24年度所管事務調査年間活動計画（案）についてを議題といたします。

このことにつきまして、正副委員長案をお手元に配付しておりますので、副委員長より説明いたします。

○副委員長（山田 勇） それでは、平成24年度所管事務調査年間活動計画（案）についてご説明いたします。

書類番号2の月別活動計画の具体的調査項目をごらんください。平成24年度においては、年間活動計画案の具体的な調査項目としては、平成24年5月に調査事件の(7)として、総合体育館についてを載せております。これについては、オープン後の総合体育館について、実際の施設の利用状況など現地での調査を行いたいと考えております。

次に、8月には調査事件の(3)及び(5)として、津波ハザードマップについてと自治会活動についてを載せております。これについては、北海道で作成したものを受けて、伊達市が作成した津波ハザードマップについての調査と自主防災組織を含めた自治会活動について調査するものであります。

次に、11月には調査事件の（２）として、室蘭市の事件以来、注目を浴びております入札制度についてと平成24年度から新たな行政改革として策定される伊達市行政改革大綱2011及び実施計画の策定について、行財政改革の取り組み状況についてと題して調査するものであります。

以上、年間活動計画（案）としたいと考えておりますので、よろしくご協議お願いします。

○委員長（国本一夫） それでは、質疑を願います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（国本一夫） ないものと認め、質疑を終わります。

お諮りいたします。伊達市議会会議規則第101条の規定により、正副委員長案のとおり議長に対して平成24年度閉会中継続調査の申し出及び平成24年度所管事務調査年間活動計画を報告することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（国本一夫） 異議ないものと認め、そのように決定いたしました。

○議長（寺島 徹） 先ほど委員長から質疑がありましたが、うちは先例により、委員会において委員長が委員として発言する場合は、委員長の職を副委員長と交代することと決めておりますので、次からはそのようにしてください。

○委員長（国本一夫） 了解しました。

以上で総務文教常任委員会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

◎ 閉 会 の 宣 告 （午後 2時00分）